

## 県立大外国語教師任用打ち切り

# 原告の訴え棄却

### 熊本地裁判決「裁量の範囲内」

県立大(菅野道廣学長)が外国語教師の任用を打ち切ったのは不当解雇で、国籍でも差別されたとして、外国人女性二人が県に地位確認を求めた訴訟の判決が三十一日、熊本地裁であった。永松健幹裁判長は「県に裁量権の逸脱は認められない」として、原告の訴えをいずれも棄却した。

判決によると、二人は一九九三(平成五)年と九五年に県立大の外国語教師(非常勤特別職、任期一年)として採用されたが、英語教育の見直しによる必要教師数の減少などを理由に二〇〇〇年三月、任用を打ち切られた。

永松裁判長は「任用は県の自由裁量による行政行為。教育体制の見直しは大学自治に由来し、裁量の範囲内」と認定。非常勤職任用は民間の雇用契約に相当し「解雇権の乱用」にあたるとの原告側主張を退けた。

勤務実態は常勤職並みなのに外国人を非常勤職で任用するのは不当な国籍差別との主張については、「職務内容から任用形態の適否は論じられない」と判断を避けた。

判決について原告のシンシア・ワーシントンさんは「残念で怒りを覚える。日本の司法は明らかに差別を認める勇氣がない」と批判した。

一方、潮谷養子知事は「主張が認められ、公正な判断をいただいた」とコメントした。

教師(非常勤特別職、任